

令和7年度 給与支払報告書の提出について

1. 給与支払報告書提出の対象者

令和7年1月1日に松山市に住所を有する方

給与支払者である事業主のみなさまには**令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間）**に支払った給与等について給与支払報告書を作成し、各1枚提出していただきます（給与支払報告書の控え（複写分）の提出は不要です）。給与支払報告書の用紙は税務署から送付しています（市役所からは送付していません）。

○給与所得者（従業員等）の「令和7年1月1日現在の住所地」が松山市にある場合は、給与支払報告書を松山市へ提出してください。給与支払報告書を提出する際の基準となる、**令和7年1月1日現在の住所地**とは、住民票上の住所ではなく**実際に居住している住所**です。

松山市に居住している方の住民登録が他市町村のままの場合、重複課税等の原因となりますので、早急に住民登録の異動手続きが必要なことをお伝えください。

○給与等を支払った方全員について給与支払報告書の作成をお願いします。年の途中で退職した従業員やアルバイトなど、給与の支払いが少額である場合も給与支払報告書の提出にご協力ください。

税 提出期限は**令和7年1月31日(金)**です！

2. 総括表の記入について

個人番号又は法人番号

給与支払者が個人の場合は右詰めでマイナンバー（12桁）を、法人の場合は法人番号（13桁）を記入してください。

※給与支払者が個人の場合は、支払者のマイナンバーカード（顔写真付き）の写し（両面）等を必ず添付してください。

給与支払者の氏名又は名称、所在地
記載内容に変更がある場合は**朱書き**で訂正してください。

給与支払者が法人である場合の代表者の氏名
法人の代表者の氏名を記入してください。

連絡者又は関与税理士等の氏名、電話番号
提出内容が確認できる担当者の連絡先を記入してください。

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書（総括表）										松山市提出用			
（あて先）松山市長										指 定 番 号			
令和 7 年 1 月 17 日 提出										0000000001			
給与の支払期間													
給与支払者の個人番号又は法人番号	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
フリガナ	カブシキガイシャ エヒメイヨケンセツ									事業種目			
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 エヒメイヨ建設									受給者員			
所得税の源泉徴収している事務所又は事業の名称										特別徴収対象者			
フリガナ	〒790-0003									報告人員			
同上の所在地	三番町六丁目6番地1 松山市三番町四丁目7番地2									普通徴収対象者（退職者）			
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	松山 一郎									普通徴収対象者（退職者を除く）			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 松山 花子 (電話 089-948-6291)									報告人員の合計			
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)									所 務 署 職 名			
										給与の支払方法及びその期日			
										納入書の送付			

報告人員

特別徴収対象者には、**令和7年度**に特別徴収になる人数を記入してください。

普通徴収対象者（退職者）には、**令和7年度**に普通徴収になる人数のうち退職者の人数を記入してください。
※退職予定者は含みません。

普通徴収対象者（退職者を除く）には、**令和7年度**に普通徴収になる人数のうち退職者を除いた人数を記入してください。
※退職予定者はこちらに含めてください。

報告人数の合計には、上記の人数の合計を記入してください。

※個人別明細書を1人につき2枚以上（内容違い）提出する場合は、人数ではなく提出枚数を記入してください。

3. 特別徴収分仕切紙、普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）の記入について

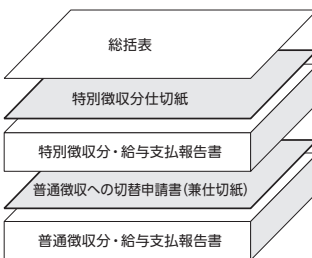
令和7年度 特別徴収分仕切紙

特別徴収分的人数を記入してください。
総括表の特別徴収対象者と同じ人数になります。
あわせて、乙欄で特別徴収に該当する方的人数を記入してください。

内乙欄特徴()人
35 人

この仕切紙の下には、特別徴収分の給与支払報告書（個人別明細書）をつづってください。

<給与支払報告書のつづり方>



総括表を表紙として、特別徴収分仕切紙、普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）の下に、それぞれ特別徴収分、普通徴収分の給与支払報告書（個人別明細書）をつづってください。

令和7年度 普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）

（あて先）松山市長 指定番号 0000000001
事業所名 株式会社 エヒメイヨ建設

下記の理由で普通徴収への切替を申請します。

略号	申 請 理 由	人 数
普A	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	2 人
普B	給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額965,000円以下	3 人
普C	退職者・退職予定者（5月末日まで）	5 人
普D	他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄給与該当者	5 人
普 通 徴 収 合 計 人 数		15 人

該当者の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず上記略号（普A・普B等）を記入してください。
※記入がない場合や該当する理由がない場合は、特別徴収となりますのでご了承ください。

※普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）には上記普A～普Dの該当者の人数を記入してください。

「特別徴収分仕切紙」、「普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）」を必ず添付し提出してください。

電子データ（e L T A X及び光ディスクなど）で提出する場合は切替申請書の提出は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）の「普通徴収」欄にチェックを入れ、摘要欄には略号を入力してください。

摘要欄に略号の記入も必要です！

<給与支払報告書（個人別明細書）の抜粋>

(摘要)									
該当する略号を必ず記入してください。⇒ 普C									
令和7年3月31日退職予定									
生命保険	死亡保険	障害保険	介護保険	健康保険	国民年金	厚生年金	雇用保険	労務管理	その他
未	外	死	災	乙	本	寡	ひ	勤	中
成	国	亡	害	欄	人	婦	と	労	途
年	人	職	者	別	が	他	り	務	就
者					障		親	学	・
					害			生	退
					者				職
									年
									月
									日
									6 12 31

特別徴収できない場合は、給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収への切替申請書（兼仕切紙）」の該当する略号を必ず記入してください。また、退職予定者は退職予定日及び略号を摘要欄に記入してください。

※記入がない場合、特別徴収の取り扱いとなります。ただし退職者・乙欄給与該当者は、**○**内に記入がある場合は、略号を省略することができます。

4. 給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

令和7年度 給与支払報告書の提出について **別紙** も併せてご覧ください。

① 住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・生年月日

給与の支払いを受ける方の、令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地を本人に確認し、番地・方書まで記入してください。
また、**マイナンバー**・氏名・フリガナ・生年月日も正確に記入してください。
(姓と名の間は 1 文字空けてください)

② 他の支払者の給与等を合算して年末調整をした場合

②(a) 支払金額や②(b) 社会保険料等の金額は、合算後の額を記入してください。
※⑤「摘要」欄にも記入が必要です。記入方法は **別紙** ②をご覧ください。
※摘要欄に記載がない場合は、他社分(前職分)の合算が無いものとして計算します。

③ 控除対象扶養親族など

控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族について、③(a)には該当する欄に人数を、③(b)にはフリガナ・氏名・マイナンバーを記入してください。

※記入の際の注意点を **別紙** ③に記載していますので、ご確認ください。

④ 住宅借入金等特別控除の適用がある場合

令和6年分の所得税で住宅借入金等特別控除を受けている場合は、④(a)と④(b)の2つの欄に記入してください。

※記入方法は **別紙** ④をご覧ください。

⑤ 摘要

- **控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が 4 人を超える場合の氏名**
氏名の前には括弧書きの数字を記入し、⑥で記入するマイナンバーとの対応関係が分かるように記入してください。
- **所得金額調整控除の適用がある場合**
該当する要件に応じて次のとおり記載してください。

要 件	記載方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例)「氏名(同配)」
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	例)「氏名(調整)」

※上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

- ②(b)「社会保険料等の金額」欄に、本人が直接支払った国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の保険料や保険税が含まれる場合それぞれの支払金額を記入してください。
- 令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ××× 円
年調減税額のうち年調所得 税額から控除しきれなかった 金額	控除外額 ××× 円 (注) 控除しきれなかった金額がない場合は 「控除外額 0 円」
合計所得金額が 1,000 万円 超の方で、同一生計配偶者を 年調減税額の計算に含めた 場合	非控除対象配偶者減税有 (注) 同一生計配偶者が障害者、特別障害者 又は同居特別障害者に該当する場合「減税 有」の追記で差し支えありません。

(注)「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載する
 など、書ききれないことがないようにしてください。

【年末調整をしない給与等の場合】

令和 6 年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

マイナンバー制度の導入により、給与支払報告書に**個人番号（マイナンバー）**や**法人番号**の記入が必要となりました。

※給与支払者が個人の場合は、支払者のマイナンバーカード（顔写真付き）の写し（両面）を必ず添付してください。

マイナンバーカードがない場合は、通知カード等と身元確認書類（運転免許証等）の写しを添付してください。詳細は総括表の裏面をご覧ください。

※マイナンバーを取り扱う事業所は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい・紛失等を防ぐため、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

担当者以外がマイナンバーを取り扱わない、施錠可能な棚に保管して情報へのアクセスを制限する等の適切な対応をお願いします。



記入例

給与支払報告書 (個人別明細書) ⑦										給与を受ける者 住所										松山市二番町四丁目7-2 シマボウマンション203 ①										(受給者番号) (個人番号) 112233445567										(役職名) (フリガナ)										氏名 マツヤマ タロウ 松山 太郎																																																	
種別 ②										支払金額 ⑦・賞与										給与所得控除後の金額 (調整控除後) ③										所得控除の額の合計額 ④										源泉徴収税額 0																																																											
(源泉) ⑦(a)										配偶者の有無等 ⑦(b)										配偶控除 380 000										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) ③(a)										16歳未満扶養親族の数 5										障害者の数 (本人を除く。) 2										非居住者である親族の数 0																																							
社会保険料等の金額 ②(b)										生命保険料の控除額 120 000										地震保険料の控除額 50 000										借入金等特別控除の額 24 400																																																																					
(摘要) ⑤										源泉徴収時所得税減税控除済額×××円、控除外額×××円 前職：(有)松山商事 所在地：松山市一番町1丁目1 支払金額 1,578,600円 社会保険料 104,860円 源泉徴収税額 61,045円 (1)松山 税五郎 (非居住者) (2)松山 住子 (年少)																																																																																									
生命保険料の金額の内訳 86,549										新生命保険料の金額 0										旧生命保険料の金額 0										介護医療保険料の金額 87,654										新個人年金保険料の金額 92,354										旧個人年金保険料の金額 0																																																	
住宅借入金等特別控除の額の内訳 1										住宅借入金等特別控除可能額 100,000										住宅借入金等特別控除(1回目) H27 12 24										住宅借入金等特別控除(2回目) 0										住宅借入金等年末残高(1回目) 0										住宅借入金等年末残高(2回目) 0																																																	
(フリガナ) マツヤマ モモコ										氏名 松山 桃子										国民年金保険料等の金額 320,000										旧長期損害保険料の金額 0										所得金額調整控除額 0																																																											
(フリガナ) マツヤマ ウメコ										氏名 松山 梅子										(フリガナ) マツヤマ ゼイコ										氏名 松山 税子										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (1) 778899000112																																																											
(フリガナ) マツヤマ マサヤ										氏名 松山 正也										(フリガナ) マツヤマ ゼイタロウ										氏名 松山 税太郎										6人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 (2) 901234567890																																																											
(フリガナ) マツヤマ シンヤ										氏名 松山 信也										(フリガナ) マツヤマ ゼイジロウ										氏名 松山 税次郎										(フリガナ) マツヤマ ゼイミ										氏名 松山 税美																																																	
(フリガナ) マツヤマ マサコ										氏名 松山 マサ子										(フリガナ) マツヤマ ゼイミ										氏名 松山 税美										(フリガナ) マツヤマ ゼイミ										氏名 松山 税美																																																	
未成年者 0										外国籍 0										死亡退職者 0										災害者 0										乙欄 0										本人が障害者 0										その他 0										勤労学生 0										中途就・退職 0										受給者生年月日 昭和 58 9 13									
支払者 ⑧										個人番号又は法人番号 3211234567890										住所(居所)又は所在地 愛媛県松山市三番町六丁目6番地1										氏名又は名称 株式会社 エヒメイヨ建設										(右詰で記載してください。) (電話) (089)-948-6291																																																											

8

松山市提出)

〈お問い合わせ〉



松山市役所 市民税課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
電 話 089-948-6290～6298・6266
ホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/siminzeika.html>

⑥ 控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が 4 人を超える
場合の個人番号（マイナンバー）

上段に「5 人目以降の控除対象扶養親族のマイナンバー」を、下段に「5 人目以降の 16 歳未満の扶養親族のマイナンバー」を記入してください。いずれの場合にもマイナンバーの前に⑤で記入した括弧書きの数字を記入し、摘要欄の氏名と対応するようにしてください。

(例「(1) マイナンバー」)

⑦ 配偶者

⑦(a)：(源泉)控除対象配偶者の有無
 給与の支払いを受ける方が年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」を記入してください。
 給与の支払いを受ける方が年末調整の適用を受けていない場合で源泉控除対象配偶者を有しているときは【有】欄に「○」を記入してください。

⑦(b)：配偶者(特別)控除の額
配偶者控除、配偶者特別控除の控除額を記入してください。

⑦(c)：(源泉・特別)控除対象配偶者
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名及びマイナンバーを記入してください。

⑦(d)：配偶者の合計所得
配偶者の合計所得金額、またはその見込み額を記入してください。

⑤：摘要

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください（例「氏名（同配）」）。

⑧ 未成年者について

令和 4 年の民法の改正により、未成年者とは 18 歳未満の者となっていることにご注意ください。

給与支払報告書の提出後に退職等の異動があった場合

令和 7 年 1 月 31 日までに給与支払報告書を提出した従業員等の中で、退職・休職・転勤等により給与の支払いがなくなった方がいる場合は、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要です。提出が遅れた場合、納税義務者本人への納税通知書の送付の遅れや、特別徴収義務者あてに督促状が発送されることがありますので、速やかにご提出をお願いします。

(「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は松山市ホームページに掲載しています。)